

別科と非正規課程における新たな基準の適用対象の判断基準について（案）

1. 適用対象の判断基準として用いるべき要素

留学生別科及び非正規留学生を受け入れる課程の目的・内容・対象者等が多岐に渡ることを踏まえ、今般の新たな基準の適用対象とすべき別科・課程は、以下の5つの要素に該当するか否かを基に判断すべきではないか。

(1) 目的

- 大学学部進学、又は専修学校専門課程への進学を目的としているか

【論点1】学部・専修学校専門課程への進学以外の目的を含む場合であっても対象とするべきか

→【方向性】① 大学学部又は専修学校専門課程への進学を目的として含むものは、(2) 以下に関わらず基準の対象とする。

② 専ら学部・専門学校進学以外を目的とするものは、(2)(3)(5)(6)の要件に該当するかどうかにより判断する。

(2) 対象者

- 大学学部正規生以外の者（非正規生・別科生）を対象にしているか

【論点2】学部正規生が対象に含まれている場合でも一定数（例えば50%、1名）以上が非正規・別科生であれば対象とするか

→【方向性】③ 非正規生・別科生と学部正規生が同一コースに混在しているケースは稀であることから、当該別科・課程が非正規生・別科生を対象としている場合、(3)(5)(6)の要件に該当するものについて基準の適用対象とする。

＜参考＞別科等における実態

- ・別科における非正規生・別科生の占める割合 100%：70件、1~99%：4件、0%（正規生のみ）：0件
- ・非正規課程における非正規生・別科生の占める割合 100%：95件、1~99%：3件、0%（正規生のみ）：15件

(3) 入学（履修登録）時に求められる日本語能力

- 大学学部相当（N2）に満たない水準を求めているか

【論点3】明示的に入学時の日本語能力を求めている場合であっても、教材や入学者の実態等に照らして判断するか

→【方向性】④ 入学（履修登録）時に大学学部相当（N2）に満たない日本語水準で受入れている場合、学部の前段階の日本語教育であることが明確であることから、(2)(5)(6)の要件に該当するものについて基準の適用対象とする。

- ⑤ 本要素への該当の有無は、募集要項や学則など当該学校による定めにより判断することを原則としつつ、教材や入学者の実態等に照らして実質的に本要素に該当する旨を所轄庁が確認した場合も含む。

<参考>別科等における実態

- ・別科入学（履修登録）時の日本語能力が N2：2 件、N3：3 件、N4：19 件、N5：39 件、設定なし：17 件（全体 80 件）
- ・非正規課程入学（履修登録）時の日本語能力が N1：6 件、N2：50 件、N3：9 件、N4：3 件、N5：8 件、設定なし：77 件（全体 153 件）

(4) 修了時に期待される日本語能力

- 大学学部進学相当（N2）以上の水準を求めているか

【論点4】明示的に修了時の目標水準を定めていない場合であっても、教材や修了者の実態等に照らして判断するか

→【方向性】⑥ 修了時の日本語能力の目標水準を設定しているか否かに関わらず、他の要素によって学部進学のための日本語予備教育に相当するものであれば基準の対象とすべきであることから、本要素は適用対象の判断基準としては用いない。

<参考>別科等における実態

- ・別科修了時の日本語能力の目標水準が N1：13 件、N2：37 件、N3：7 件、レベルに応じて異なる：17 件、設定なし：5 件
- ・非正規課程修了時の日本語能力の目標水準が N1：16 件、N2：23 件、N3：3 件、N5：3 件、レベルに応じて異なる：12 件、設定なし：96 件

(5) 修了後の進学先

- 課程修了後、多くの者が大学学部、専修学校専門課程又は他の別科へ進学しているか

【論点5】進学先に大学院等の者が含まれている又は就職者が多数の場合であっても、一定数（例えば50%、1名）以上学部レベルへ進学していれば対象とするか

→【方向性】⑦ 仮に修了者の多くが大学院へ進学や帰国等する場合であっても、一定数の修了者が大学学部（別科や非正規課程を含む）・短大・高専・専門学校に進学している場合は、進学の予備教育を行う課程としての質の保証がなされるべきと考えられることから、過去3年間の平均でこれらへの進学者が50%以上いる場合は、(2)(3)(6)の要件に該当するものについて基準の適用対象とする。

<参考>別科等における実態

- ・別科修了者のうち大学・短大・高専・専門学校への進学者が0名：16件
1名以上：64件、
50%以上：45件
全体：80件
- ・非正規課程修了者のうち大学・短大・高専・専門学校への進学者が0名：126件
1名以上：27件、
50%以上：21件
全体：153件

(6) 教育内容

- 当該別科・課程における授業内容が、専ら日本語教育を行うものであるか

【論点6】日本語教育以外の科目を含む場合であっても、一定割合（例えば50%）以上が日本語教育であれば対象とするか

→【方向性】⑧ 年間の授業時数の過半（50%超）が日本語教育の科目である場合、日本語教育の質の確保の必要性が高いと考えられることから、(2)(3)(5)の要件に該当するものについて基準の対象とする。

<参考>別科等における実態

- ・別科の必要修了単位数に占める日本語教育単位数の割合が50%超：67件
(全体74件)
- ・非正規課程の必要修了単位数に占める日本語教育単位数の割合が50%超：70件
(全体150件)

2. 適用対象とするか否かの判断方法

留学生を受け入れる課程の（１）目的、（２）対象者、（３）入学（履修登録）時に求められる日本語能力、（５）修了者の進学先、（６）教育内容の５つの要素に該当する場合、新たな基準の適用対象であると判断することによいか。

【論点 7】（１）～（６）の要素全の一部でも該当すれば適用対象とするか

→【方向性】以下のいずれかに該当する場合、基準の適用対象とする。

（※印は解釈指針で記載することを想定）

（A）大学学部（別科・非正規課程を含む）、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程への進学を目的に含む別科・課程であること。（①）

（B）以下のいずれにも該当すること。

（B-i）当該別科・課程が非正規生又は別科生を対象とするものであること。（③）

（B-ii）入学（履修登録）時に大学学部段階（N2相当）に満たない日本語能力水準で受け入れていること。（④）

（※教材や入学者の実態等に照らして実質的に入学時に大学学部段階に満たない日本語能力水準である旨を所轄庁が確認した場合を含む。
（⑤））

（B-iii）過去３年間の平均で、当該別科・課程の修了者のうち大学学部（別科・非正規課程を含む）、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程に進学した者が少なくとも５０％以上いること。（⑦）

（B-iv）年間の授業時数の過半（５０％以上）が日本語教育の科目であること。
（⑧）